

# 公告

令和4年4月1日

豊橋市長 浅井 由崇

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

## 記

### 1. 公募型プロポーザルに付す事項

#### (1) 業務名

プラネタリウム番組制作及び組込業務

#### (2) 業務内容

「プラネタリウム番組制作及び組込業務プロポーザル実施要領」のとおり。

#### (3) 業務期間

契約日から令和5年3月24日（金）まで

#### (4) 業務場所

豊橋市視聴覚教育センター

#### (5) 契約上限価格

金6,480,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2. 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの提案資格は、「プロポーザル参加意向申出書（別紙5）」の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 上記業務内容に関する実績や企画力、専門技術等を持っている事業者であること。

(2) 令和4・5年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品等）において、大分類「役務の提供等」中分類「その他の業務委託」、又は大分類「役務の提供等」中分類「映画等製作・広告・催事」小分類「映画等製作」の営業種目について登録されていること。

(3) 日本プラネタリウム協議会（JPA）の会員であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(5) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

(6) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者

又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

### 3. 参加手続

#### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒441-3147

愛知県豊橋市大岩町字火打坂19-16

豊橋市教育委員会 教育部 科学教育センター（豊橋市視聴覚教育センター）

電話：0532-41-3330

FAX：0532-65-2716

E-mail：chika@toyohaku.gr.jp

#### (2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市視聴覚教育センター・地下資源館ホームページ

<https://www.toyohaku.gr.jp/chika/proposal2022.html>

#### (3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限 令和4年4月15日（金）午後5時必着

イ 提出場所 (1) に同じ

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 FAXまたはメールにて提出とする。

オ 提案資格 提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

#### (4) 提案書等の提出

ア 提出期限 令和4年4月21日（木）午後5時必着

イ 提出場所 (1) に同じ

ウ 部数・方法等 別紙2「プラネタリウム番組制作及び組込業務提案書等作成要領」のとおり

### 4. 評価の手続及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「プラネタリウム番組選定委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続きを行う。

#### (1) 審査（書面、プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和4年5月6日（金）予定

プレゼンテーションの日時、方法、留意事項等は別途通知する。

## 5. 注意事項

- (1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 次に該当する提案は、無効とする。
  - ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案
  - イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
  - ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
  - エ 見積金額が契約上限金額を超える提案
  - オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

## 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位  
日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) その他詳細は、「プラネタリウム番組制作及び組込業務プロポーザル実施要領」による。